

# 水田農業の未来 ～米政策の改革～ ③ 〈過剰米処理対策〉

米づくりの本来あるべき姿における需給調整システムは、農業者や産地が経営判断等の基礎となる需給・価格情報を踏まえ、自らの判断により需要に応じた米生産を行い、自ら過剰生産を回避することになっています。今月は、豊作によって発生した過剰米の新たな処理対策をお知らせします。



## 新たな過剰米 処理対策

豊作による過剰米の処理は、過剰米が発生した際の米価下落による農業経営への影響を防ぐために行われます。

これまでの過剰米処理は、収穫後にどのように処理するかを考え、主に配合飼料としての処理を行ってきました。そして、その負担は計画出荷米のみが負ってきたために、不公平感の一端となっていました。

今回の改革では、過剰米処理については、豊作となっても翌年の生産目標数量を減らすことにより自ら販売環境を整え、売れる条件を自ら作り出すことを基本としながら、豊作による過剰米の発生にあらかじめ備えた「過剰米短期融資制度」が創設されます。

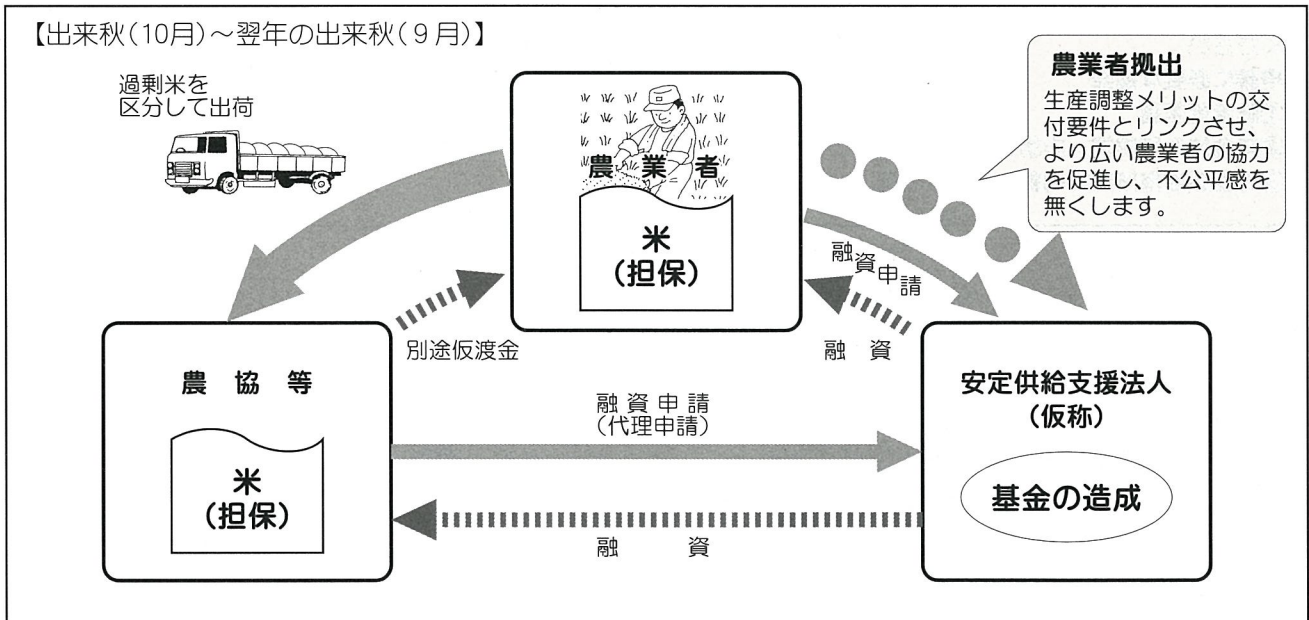
## 過剰米 短期融資制度

この制度では、豊作により発生した過剰米は主食用とは区分をして出荷をします。主食用と区分することによって安価に出荷した過剰米に対しては、安定供給支援法人（仮称）から無利子の短期融資を受けることが出来ます。

融資の返済は、担保として設定した過剰米を融資期間の1年以内に主食用等に販売できた場合には、金銭で支払いますが、1年を過ぎても販売できなかった場合には、担保となつて米を引き渡すことにより返済に代えることができます。

安定供給支援法人（仮称）は、担保の米がそのまま引き渡された場合には、新規加工用途、配合飼料用等に売却することになります。

### 過剰米短期融資制度の流れ



詳細は役場産業課または最寄りの農協各支店にパンフレットがありますのでご覧ください。  
 問合せ 産業課商工農産係 ☎④1211 内線1521  
 農産水産省のホームページでもご覧になります。

<http://www.maff.go.jp>

この融資制度を利用できる方は、農業者団体等が策定する生産調整方針に従って米の生産をしている農業者です。また、水稻作付面積あたりの一定の拠出金の支払いが必要になります。（拠出金の額等については、今後決定されます。）